



the most beautiful
villages
in japan

中札内村は「日本で最も美しい村」連合に
加盟しています。

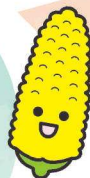
なかさつない 農業委員会 だより

HOKKAIDO NAKASATSUNAI

2022年
NO.43

令和4年9月

◎発行 中札内村農業委員会 〒089-1392 電話(0155)67-2498 FAX(0155)67-2156



体感
収穫の喜び

関連記事は裏表紙
(6ページ)に掲載しています



おおきな
とつもつこ

とれたよ!!



主な記事

Contents

- ◆農業後継者新規就農激励会
インタビュー! P2~3
- ◆おびしんキューピットを
利用しませんか! P4
- ◆知ったク!「贈与」「特例付加年金」... P5
- ◆新! 農業委員 紹介.....P6



中札内村農業委員憲章

- 一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

平成二十八年十月二十五日制定

中札内村の農業をこれから支える 新たな担い手

農業後継者新規就農激励会 3年ぶりに開催!!

6月30日、農村環境改善センターで中札内村農業担い手育成センター主催による「農業後継者新規就農激励会」が、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっていました。3年ぶりに開催されました。8名の新たな後継者に対して、森田村長（同センター理事長）から「厳しい情勢の中で、多くのこと



農協代表理事組合長 島次良己氏から今後の活躍を期待し激励状が渡される



を身に着け、飛躍を期待しています」と激励しました。
また、新規後継者を代表して田中俊輔さんから「農業を始めて3年目になります。良いものを作る、自分が納得できるという初心を忘れずに、生活の基盤となる農業を支えるために尽力していきたいと思います」と抱負をお話いただきました。

新規後継者の8名を紹介します!!

これからよろしくお願いいたします

質問内容

① 就農の理由

② 宝物

③ 趣味・特技

④ これからの抱負

元大正

はった

八田 侑也さん

1998年5月24日生

- ① 農家の長男だからです
- ② これまでの経験
- ③ サッカー、スノーボード、書道
- ④ 大学で得た知識と経験を生かして、無駄のない農業経営を提案していきたいです



元大正

とみずけんいちろう

戸水謙一郎さん

2000年1月17日生

- ① 大学卒業後は後継と決めていたからです
- ② スケート用品、ロードバイク
- ③ スピードスケート
- ④ がんばります



栄

たなか

田中 雅人さん

1985年8月1日生

- ① 父のケガをきっかけに。前職の調理師の経験から「食」に携わることに興味もあったため
- ② 特になし
- ③ 料理、読書
- ④ まずは農業の基本的な事を覚えて、これからの社会や時代にあった農業をし、社会に貢献できるよう頑張ります



栄

たなか

田中 俊輔さん

1983年7月20日生

- ① 父のケガ。幼少期より農業にふれていたで、特に抵抗なく就農できました
- ② 秋山幸二の限定ユニホーム
- ③ スポーツ観戦
- ④ 時流を読んだ農業をする



興和

さかき

榊 大慶さん

1999年7月29日生

- ① 父親の負担を減らすため
- ② 猫、車、パソコン
- ③ 猫をなでること、ドライブ、ゲーム
- ④ 古い考えにとらわれず、新しい考えを取り入れて、より効率的な農業を行っていききたいです



常盤

どうみ

道見 祥樹さん

2000年3月28日生

- ① 大学を卒業したタイミングに自家へ戻り就農しました
- ② わがままを聞いてくれる両親・祖父母
- ③ ソフトテニス
- ④ 乳量を上げるために一つ一つ課題をこなしていき、一人前の酪農家に近づけるように頑張ります



西札内

やまだ

山田 壘杜さん

1997年7月15日生

- ① 自分の努力で結果が出る事に魅力を感じたため
- ② 家族
- ③ ネットゲーム
- ④ 色々な仕事を早く覚えていきたいです



新札内

しまじ

島次 智也さん

1999年12月28日生

- ① 自分の代で終わらせるには、惜しいと思ったからです
- ② 家族、友人
- ③ 読書
- ④ 早く一人前になれるよう精進していきたいです



お相手を探している方、利用してみませんか？ おびしんキューピットをご紹介します



相談入口



⑤相談員の竹田由美子さん ⑥所長の秋元康伸さん

信金担当者に
聞いてみました！



(TEL) 0155-67-7845 (直通)
(HP) <http://www.obishin.co.jp>

↑ 仮申込は上記から ↑

おびしんキューピットについて所長の秋元康伸さんと相談員の竹田由美子さんにお話を伺いました。

特に気を付けていることは

利用される方のプライバシーを特に気を付けています。例えば面談する際は、他の利用者の方と会うことが無いように完全予約制となっております。

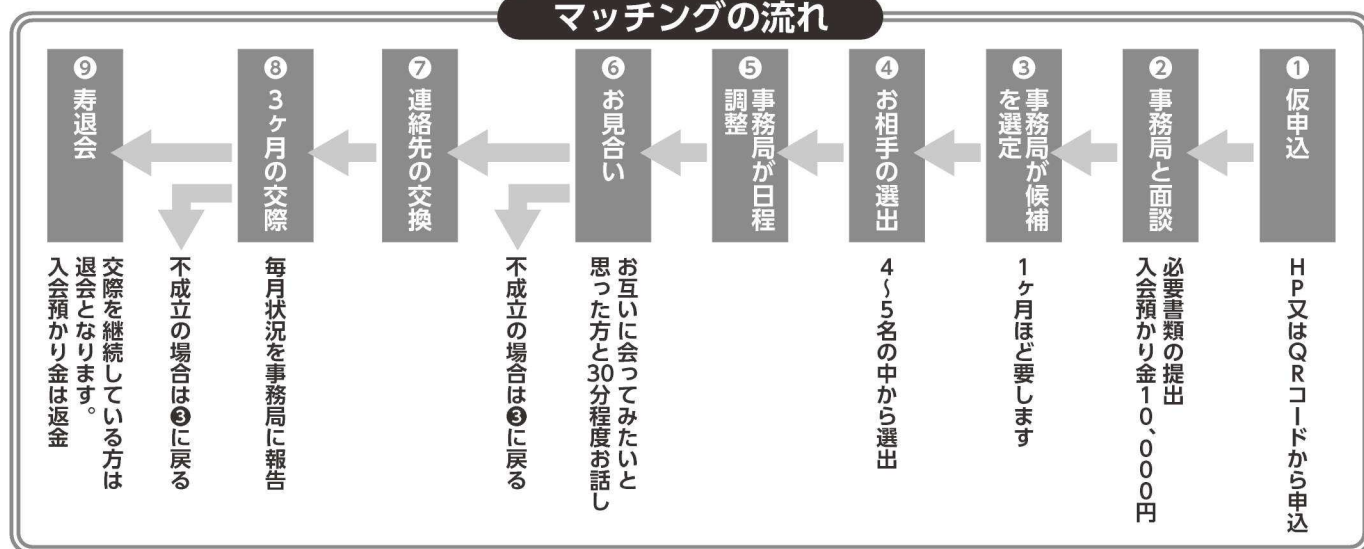
マッチングしている人の傾向

煙草を吸わない人で、たくさんの方と会話の引き出しをたくさん持っている人が好まれているようです。

農家さんに向けて一言

農業者で登録されている人は、男性21・3%、女性3・2%となっており、設立当初より徐々に増えてきています。私たちもじっくり話を聞いて1組でも多くのカップルを誕生させられるような対応を心掛けています。平日のみの受付のため、お仕事の合間やお休みを取ってきていただく必要がありますが、何とか都合をつけて足を運んでいただきたいと思います。

マッチングの流れ



お見合い場所



会場地図



外観写真

おびしんキューピット事務局

〒080-0012 帯広市西2条南7丁目7番地2 帯広信用金庫第2ビル内

農地の贈与について

通常、贈与税は暦年課税（基礎控除110万円）ですが、後継者に農地を贈与することを検討される場合、「相続時精算課税の特例」や「贈与税の納税猶予の特例」の制度（**確定申告時期に税務署への届出が必要**）の選択がありますので、税理士などと早目に検討されることをお勧めします。また、農地の贈与には農地法第3条の許可が必要となります。

◆「相続時精算課税制度」活用のポイント ※本村ではこの制度を利用する方が多いです

60歳以上の親から20歳以上の子・孫等への贈与

◎この制度を活用すると、2,500万円まで贈与税がかかりません。2,500万円を超えた部分に対しては、一律20%で贈与税が課税されます。

◎贈与者が死亡した時には、贈与された農地と他の相続財産と合算して相続税が課税され、既に支払った贈与税があるときには相続税から控除されます。

※この制度を活用した場合、暦年課税での贈与を受けることができなくなります。

◆「贈与税の納税猶予の特例」活用のポイント

農業を営んでいる親が、農地等の全部を後継者である子に生前一括贈与した場合、贈与者（親）が死亡するまで贈与税の納税を猶予し、贈与者が死亡した時には、贈与した農地を親から相続によって取得したものとみなし、相続税が課税される制度です。

◎贈与税が免除される前に、農地を売却したり転用したりすると、利子税とともに猶予された贈与税を支払わないといけなくなります。



農地と農地以外の地目が混在している場合は、農地面積を確定させるために、測量や分筆、農業委員会による地目の確認が必要となる場合があります。

経営継承
農地の贈与



農業者年金（新制度）「特例付加年金」を受給するためには「経営継承」が必要です!!

65歳から（60歳からの繰り上げ可）JAで裁定請求の手続き

◎保険料の国庫補助金（政策支援加入）を受けていた方

◎60歳までの保険料納付済期間が20年以上ある方

特例付加年金

農業者老齢年金

◆農地（村外地含む）や畜舎等の名義変更

自作する農地や自己所有している畜舎等を60歳未満の後継者・第3者に対して、所有権を移転するか、10年以上の期間を定めて貸付けることが必要です。農地については、農業委員会の許可が必要となりますので、期間（予定している裁定請求の6ヶ月前が目安）に余裕をもってご相談ください。また、借入している農地や畜舎等については解約や後継者への利用権設定が必要となります。

◆諸名義の変更

農業共済、経営所得安定対策等交付金、農業所得の納税申告（青色申告等）、農業経営改善計画（連名の場合は変更不要）

※家族経営協定書の破棄又は経営関係部分から外れることが必要。法人構成員の場合は、常時従事者（150日以上）たる構成員でなくなることが必要。従業員としての活動は可能。

★七色献立プロジェクト★ 食への感謝、収穫の喜びを体感！ 「食育体験教室」

8月20日（土）、七色献立プロジェクトの一環として、村主催（農協青年部協力）による「食育体験教室」が開催されました。

農協青年部12名の協力をいただき、保育園児・小学生14名、保護者5名が参加し、枝豆やとうもろこしの収穫体験などを行いました。



STOP!

農地の違反転用

農地に住宅や格納庫を建てたい、駐車場など農地以外の用途で使用する際には、必ず農業委員会への許可が必要です。

手続きをせずに転用すると農地法違反となり、工事の中止や原状回復が必要になることがあります。また、悪質な場合は3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は、1億円以下）の罰金が科される場合があります。

転用をお考えの方は、お早めに地区農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

知らずにやっていませんか？

農業委員会だより第43号
発行 令和4年9月

ご意見・ご感想などを
是非お寄せください。

委員長 島次 孝至
委員 坪田 隆志
委員 八田 富雄
委員 柚原 洋子
委員 西野 盛昭
委員 真野 昭

〈広報委員〉

新 農業委員の紹介です

農業委員1名の欠員補充により令和4年6月27日付で新たに水崎勝秀氏が任命されました。

農業委員会、農地法の
研鑽に努めて参ります。
よろしく願います。



団体推薦
12番 水崎
勝秀氏
(西札内)

<農地に関する各種申請手続き>

毎月10日までをお願いします!

農業委員会では毎月1回（原則として月の25日前後）に総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等の申請をする場合は、毎月10日（休日の場合は前日）まで申請書を農業委員会まで提出してください

【農業振興地域整備計画（農振法）受付スケジュール】

	申請の種類	申請締切	手続き完了見込
第1回	軽微な変更	5月末	6月末
	除外・用途変更・編入		8月末
第2回	軽微な変更	8月末	9月末
	除外・用途変更・編入		11月末
第3回	軽微な変更	11月末	12月末
	除外・用途変更・編入		2月末
第4回	軽微な変更	2月末	3月末
	除外・用途変更・編入		5月末

※軽微な変更：農地から農業用施設用地への1ha未満の変更

過去の農業委員会だよりを
QRコードからご覧いただけます。

